

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第１６号）

全国担い手協議会が「平成18年度担い手育成・確保の目標」を決定！

品目横断的経営安定対策等Q & Aコーナー【集落営農への参加と農業者年金】

(関東農政局発)

石狩支庁管内における4市が連携した地域担い手協議会の取組（北海道庁発）

(全国担い手育成総合支援協議会発)

今後は、この全国担い手協議会の目標を踏まえ、各県・地域担い手協議会においてもアクションプログラムを作成することとなっています。

・全国担い手協議会ホームページ→ <http://www.nefam.jp/index.html>

	現 状	平成18年度末目標	
		年間確保目標	年度末目標
認 定 農 業 者	194,807 (17年12月)	約25,000	約225,000
集 落 営 農	10,063 (17年5月)	約5,000	約15,000
うち特定農業団体	185 (17年12月)	約2,300	約2,500
うち特定農業法人	323 (17年12月)	約1,200	約1,500

農 業 法 人	5,570 (16年1月)	約500	—
---------	------------------	------	---

- 1 -

< 品目横断的経営安定対策等 Q & A コーナー >

【集落営農・農業生産法人への参加と農業者年金との関係】

Q 1 : 経営移譲を受けた後継者が集落営農に参加する場合、当該農地の経営者ではなくなるとみなされ、親の経営移譲年金が支給停止になるのではないですか。

A 1 : (1) 特定農業団体に農作業を委託しても、当該後継者の農地名義（所有権・使用収益権）に変更はないので、親の経営移譲年金の支給は停止されません。
(2) なお、特定農業団体が法人化した場合、その法人に農地名義を変更させる場合で、農地の細分化防止や担い手農業者の規模拡大といった「農地保有の合理化」という農業者年金制度の目的に沿ったものでなければ、支給停止となる場合があります。
(3) また、経営移譲者（親）がその法人に参加する場合、構成員として参画すると法人の経営に関与することとなるので「農業経営の再開」とみなされ、支給停止となりますが、その法人の従業員として、あるいは、「アドバイザー」や「顧問」といった形で活躍いただければ、法人の経営には関与しないので、支給停止の問題は生じません。

Q 2 : 後継者が法人に参加し、その法人に農地を提供するときに、どのような場合であれば、親の経営移譲年金は支給停止にならないのですか。

A 2 : (1) 経営移譲を受けた後継者が、農業生産法人の構成員になるために当該法人に農地を提供する場合、農地の細分化防止や担い手農業者の規模拡大といった「農地保有の合理化」という農業者年金制度の目的に沿ったものであれば、親の経営移譲年金は支給停止となりません。
(2) 農業者年金制度の目的に沿ったものとしては、例えば、以下のようなものが挙げられます。
ア．後継者の農業経営を全て法人に移すようなとき、
経営移譲を受けた全ての農地を一旦親に戻し、親が経営移譲のやり直しとして当該法人へ権利移動する場合
イ．経営移譲を受けた農地の一部を法人に権利移動するときには、
(a) 農地の利用集積に資するものとして、基盤強化法に基づき、当該法人に権利移転する場合
(b) 経営移譲を受けた農地の一部（2分の1以上）を一旦親に戻し、親が分割方式による経営移譲のやり直しとして当該法人へ権利移動する場合（いわゆるサラリーマン後継者に限る）
(3) なお、経営移譲を受けた農地の権利移動に当たっては、農業者年金基金への届け出が必要です。詳しい手続きについては、お近くの農業委員会または J A か、農業者年金基金の相談員にお問い合わせください。

・(独)農業者年金基金 電話番号：03 - 3502 - 3199

→ <http://www.nounen.go.jp/>

農林水産省ホームページの「雪だるまパンフ」、「集落営農・特定農業団体に関するQ & A」においても集落営農への参加と農業者年金との関係について説明をしています。こちらも参考としてください。

- ・『品目横断的経営安定対策のポイント』(雪だるまパンフ)(3月7日改訂)
→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>

- ・『集落営農・特定農業団体に関するQ & A』(2月9日新着)
→ http://www.maff.go.jp/ninaite/menu3/tokutei_qa.html

- ・『品目横断的経営安定対策に関するQ & A』(3月8日更新)
→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/index.html>

< 地域の話題等 >

茨城県筑西市 = 県内初の特定農業団体の設立に続き、更に4団体が設立！

(関東農政局発)

茨城県筑西市では、市長とJA北つくば理事長が共通認識を持ち、市とJA北つくばがタイアップし、更に茨城県、JA県中央会も加わり、関係機関が一丸となって、強力に集落営農の組織化に向けた取組を進めてきました。

この一環として、17年10月から市内各集落において、市・JAの役職員、土地改良区の理事長・事務局長も加わっての話し合いが重ねられ、これにより、現場段階において、新規就農者の減少や担い手の不足、高齢化の加速、遊休・耕作放棄地の増加などの現状認識と、この状態を何とかしなくては将来大変なことになってしまうという危機意識が持たれるようになりました。

また、筑西市のある県西地域は、県内の麦・大豆の中心産地であり、今般の品目横断的経営安定対策の19年産からの導入に合わせて、その対象経営となるために、集落営農の組織化の機運が一気に盛り上がり、各集落での話し合いが進みました。

この結果、18年1月に茨城県内第1号となる特定農業団体「町田集落営農組合」が設立され、更に4つの特定農業団体が3月末までに設立されることとなりました。

現在も市内の他集落において話し合いが進められているところですが、このような取組が筑西市だけでなく、県下全体へ波及していくことが期待されます。

・ 関東農政局「担い手育成・確保」ホームページ

→ <http://www.kanto.maff.go.jp/ninaite/index.htm>

石狩支庁管内における4市が連携した地域担い手協議会の取組（北海道庁発）

北海道では、17年4月以降、行政と関係機関・団体が連携の下、担い手の育成・確保の取組を加速化させるため、各市町村段階に地域担い手育成総合支援協議会の設立を推進しているところです。現時点での道内における地域協議会設置数は40協議会、地域協議会を設置している市町村の割合は32%ですが、未だ協議会としての知事承認を受けていない地域組織が活動している市町村を含めた割合は96%となっており、これらの組織の協議会化（知事承認）を進め、地域における担い手育成・確保の取組を一層推進することとしているところです。

こうした中で、石狩支庁管内の恵庭市、北広島市、千歳市、江別市の4市の関係機関等が連携して、17年7月に道央地域担い手育成総合支援協議会を設立し、担い手育成支援事業を総合的に実施しています。同地域協議会では、専門のプロジェクトチームを立ち上げ、農業者の営農内容の現状の調査・把握、品目横断的経営安定対策の対象者への相談活動を通じ、個々の経営に合わせた生産条件格差是正対策のシミュレーション、認定農業者の拡大推進及び集落営農の組織化に向けた合意形成など、道内の地域協議会の中でも、先駆的な取組を行っています。

道では、他の支庁においても、このような広域的な地域協議会の設置や関係機関が連携した担い手育成・確保の積極的な取組を推進していくこととしています

・北海道庁農業経営課ホームページ

→ <http://www.pref.hokkaido.jp/nousei/ns-nkzai/keiei/top5>

< 編集後記 >

全国担い手協議会の18年度アクションプログラムが決定されました。その内容は、認定農業者、集落営農組織のいずれの年間確保目標も17年度よりも高く設定されており、品目横断的経営安定対策の導入に向けた、担い手の育成・確保にかける強い意気込みが感じられるところであります。

今後、この全国協議会の目標も踏まえ、県・地域協議会においても、アクションプログラムが作成されることとなっていますが、是非、関係者一丸となって品目横断的経営安定対策の普及・浸透と目標の確実な達成に向けて頑張りましょう！！。

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、ご要望等を下記アドレスまでお寄せください。

▲ 電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日：随時発行（週1回程度）

発行元：農林水産省 経営局 経営政策課

▲ お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～ 担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

→ <http://www.maff.go.jp/ninaite/>